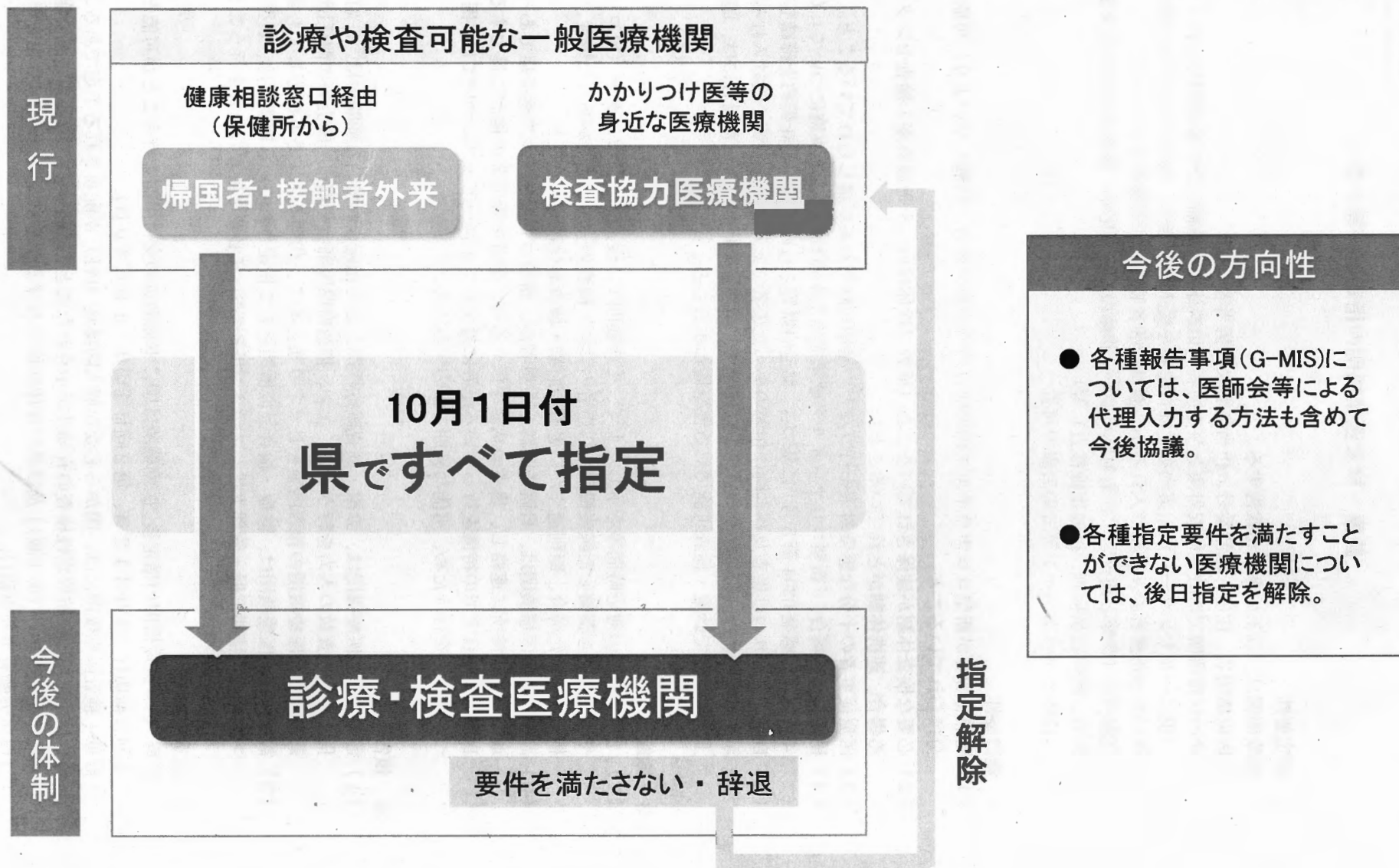


# 診療・検査医療機関の指定について(案)

資料3 - (1)

令和2年9月29日 宮城県保健福祉部



## 診療・検査医療機関の指定要件等の概要

## 1 指定要件

医療機関は、以下の事項を報告すること。

- ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・その医療機関で診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センター（現コールセンター）から案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか等）
- ・実施内容（診療と検査いずれも対応可能か、診療のみの対応か、検査方法は何を実施可能か（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査）等）
- ・自治体のホームページ等での公表の可否

## 2 施設要件

- (1) 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合、連携体制がとれていること）。
- (3) 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- (4) 検査を行う場合、「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）に基づき、都道府県等と行政検査の委託契約を締結していること。
- (5) 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等を受け入れる場合、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

## 3 機能要件

- (1) 予め自院での対応時間等を示した上で、その範囲で、受診・相談センター（現コールセンター）や相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- (2) 診療・検査医療機関は、自院を受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては、医学的知見に基づいた対応を行うため、可能な範囲で協力すること。

## 4 報告事項

- (1) 診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、G-MIS に日々の受信者数や検査数の入力を行うこと。なお、都道府県医師会や郡市医師会等の関係団体が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を日々とりまとめて、代理入力する方法としても差し支えない。
- (2) 診療・検査医療機関は、診療・検査医療機関として指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うこと。

## 5 留意事項

- ・診療・検査医療機関の指定後、医療機関は国に本補助金の交付申請を行うことが可能となること（第1回目締切日：10月12日、第2回目締切日：10月30日）。
- ・診療・検査医療機関には、国から必要な個人防護具（PPE）が配布される予定であること。
- ・鼻腔検体を用いた抗原定性検査の有効性が示されたこと（「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第1版）」及び鼻腔検体採取における留意点等について（令和2年10月2日付け厚生労働省事務連絡））。